

伯太小学校いじめ防止基本方針（2026.4 改訂）

和泉市立伯太小学校

第1章 いじめ防止に関する当校の考え方

1 基本理念

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえて、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

■具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話（スマートフォン）などで、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止のための組織

(1) 名 称 「いじめ・不登校防止対策委員会（I F T委員会）」

(2) 構成員 校長・教頭・首席・各学年主任・養護教諭・生活人権部長・
支援教育コーディネーター・S C・S S W・児童生徒支援コ
ーディネーター

(3) 役 割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめ・不登校の未然防止
- ウ いじめ・不登校への対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の策定と実施
- カ 進捗状況のチェック
- キ 各取り組みの効果の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	生活	児童活動	人権・支援	教科・ 学力保障	行事
4 月	学年目標、はかた スタンダード作成	1年生対面式 あいさつ運動		チェックテスト 全国学力テスト（6年） すくすくウォッチテスト	春の遠足
5 月	はかた生活キャン ペーン（生活委 員）	緑の羽根共同募金 あいさつ運動 ペア学年顔合わせ		校内研究授業	スポーツテスト プール開き
6 月	非行防止教室（5 年）	あいさつ運動 ペア学年遊び交流	平和について考える週間（平 和パネル展・折り鶴作成）	校内研究授業	
7 月	非行防止教室（6 年）	ペア学年勉強交流	ふたば学級との交流 気になる児童アンケート		

8月	夏季職員研修		夏季職員研修	夏季職員研修	
9月	はかた生活キャン ペーン（生活委 員）	伯太全校活動 あいさつ運動 ペア学年遊び交流	ふたば学級との交流		林間学校 修学旅行
10月	みんなの意見体験 発表会	あいさつ運動	ふたば学級との交流	校内研究授業	運動会 秋の遠足 校内音楽会
11月		赤い羽根共同募金 あいさつ運動 ペア学年勉強交流	ふたば学級との交流 人権啓発作品募集・展示	校内研究授業	陸上記録会 持久走記録会
12月		あいさつ運動 ペア学年遊び交流	ふたば学級との交流		
1月	はかた生活キャン ペーン（生活委 員）	あいさつ運動 ペア学年遊び交流	ふたば学級との交流		短縄朝礼
2月		あいさつ運動 ペア学年遊び交流 伯太万博 2025	校内実践報告会	校内研究授業	大縄朝礼（ペア学 年）
3月		あいさつ運動 ペア学年遊び交流 6年生を送る会			
通年 および 月例	I F T委員会（月例） 一斉下校 発達支持的生徒指導 生活目標チェック 各種アンケート 職員研修（随時）	委員会（月1回） 児童朝礼（月1回） クラブ活動（年7 回） ペア学年交流 キャリア教育	集団作りの取組み （道徳・学活） いじめ、仲間づくりをテーマ にした授業（道徳） 一人ひとりが輝く「もちあ じ」を生かした指導の研修・ 実践交流	伯太タイム （国・算） コグトレ・暗唱・視写	避難訓練

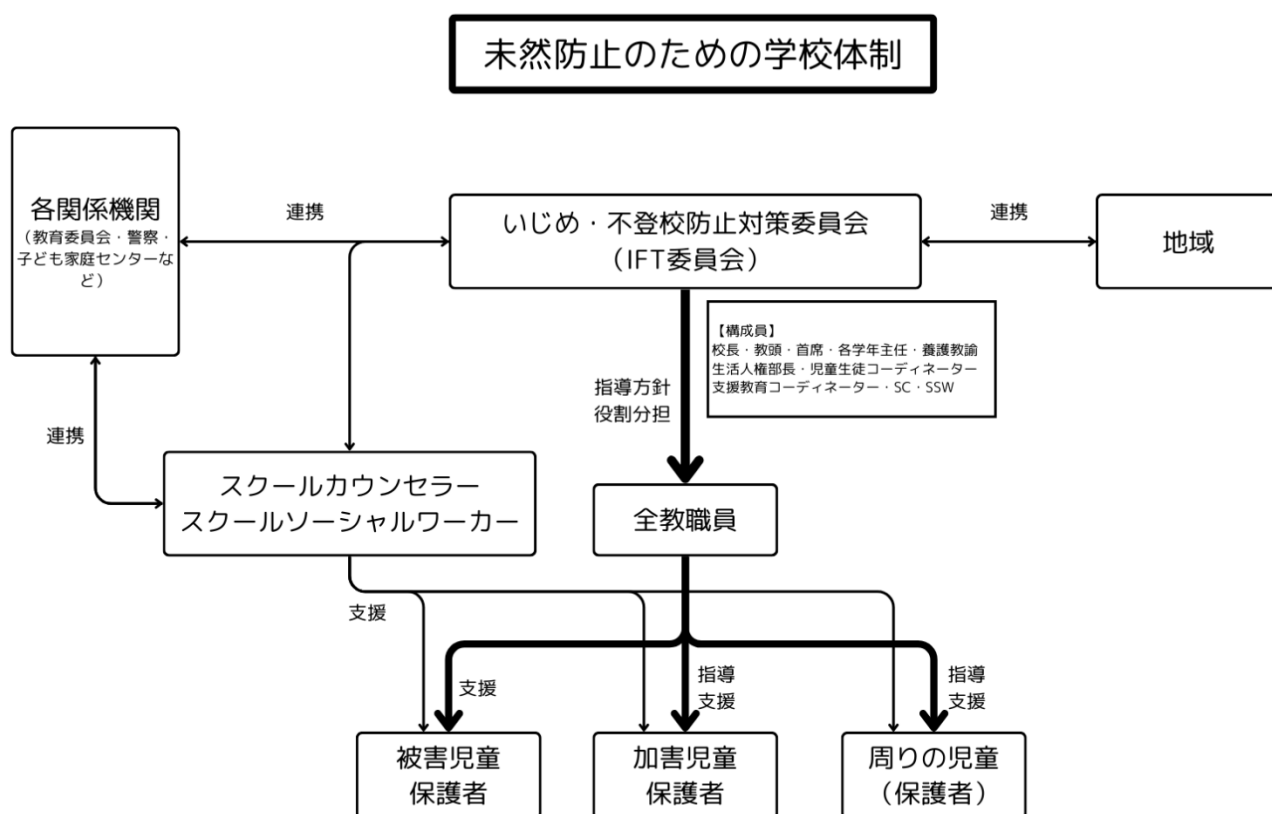
5 取り組み状況の把握と検証（P D C A）

いじめ不登校対策委員会では、各学期末に検討会議を開催し、いじめ防止の取り組みの進捗確認、いじめ問題への対処についての個々のケースの検証、必要に応じ学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの防止について

1 基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こりうるという認識のもと、より根本的な対応の原則として、日常の教育活動における全ての児童を対象としたいじめ防止の取組みが重要であることを共通理解する。またその取組みを通して、全ての児童に心の通い合った人間関係のよさを体験させ、いじめに対して毅然とした態度がとれるようにする。いじめを生み出さない土壌はそうようにして作られる。その実現のためには、教職員および関係者が一体となった継続的な取組みが必要である。以下の体制でいじめ防止に取り組む。



2 いじめの防止のための措置

いじめをしない、いじめに向かわない児童を育成するために、自他の存在を認め合い、互いに尊重し合う態度を養い、円滑なコミュニケーション能力を育てる。そのため、全ての教育活動を通して、児童の居場所を作り、児童同士のきずなを強める。一人ひとりが活躍できる集団づくりを進め、児童の自己肯定感を高める。高学年の児童が低学年の児童の世話や遊びなどの企画をする等、

他を益する役割を持たせることで、児童の自己有用感を高める。

いじめに対して毅然とした態度をとれる児童を育成するために、いじめについての正しい知識も学習させる。具体的にはいじめの四層構造モデルにおける「観衆」「傍観者」から、いじめを止める「積極的介入者」としての行動がとれるよう、授業等を通して伝え、意識を高める。

その他、道徳や学活等の活動において、他の児童とよりよい関係を構築し、普段の生活において、自らの意思に基づいてよりよい行動が選択できるようにする。必要に応じてソーシャルスキルやストレスマネジメントについて学習する機会を設け、児童が集団生活に適応し、ストレスに適切に対処する力を育む。

教育活動全般を通じ、分かりやすく楽しい授業づくりに取り組み、児童の達成感や学習意欲を高める。また、いじめ対応についての職員研修を複数回実施する。

第3章 いじめの早期発見について

1 基本的な考え方

いじめの早期発見・早期共有は、早期解決の前提であり、児童に関わる全ての大人が児童の変化にいち早く気づき、連携することが求められる。

いじめは周囲からは気づかれにくい態様で進行すること念頭に、ささいな兆候であってもいじめの可能性を排除せず、「いじめ防止等のための基本方針」の定義に基づいて積極的に認知を行う。

2 いじめの早期発見のための方策

下記の方法を用いて実態把握を行い、いじめの認知を行うとともに、いじめの被害を訴えやすい雰囲気づくりを心がける。また教職員間の情報交換を密にし、全ての教職員が児童を見守り、気づきを共有する体制を作る。また、地域・家庭との連携を通して児童の状況を把握する。

- 行動観察（複数の職員）
- 児童からの聞き取り
- 面談（カウンセリングも含む）
- 家庭や地域からの聞き取り
- 生活状況調査（いじめアンケートなど）
- I F T情報交換会（月1回）

3 いじめを早期に発見するために（子どもの気になる兆候）

職員は、普段から児童に以下の兆候がないか意識して観察する。

1. 学校で

- ☐学習に意欲をなくし、集中力が低下してきた子はいないか。
- ☐休み時間等に、一人でいることが多い子はいないか。
- ☐休み時間等に理由なく職員室に頻繁に来る子はいないか。
- ☐教育相談、日記、班ノート等に不安・悩みを書いている子はいないか。
- ☐保健室に出入りすることが多くなっている子はいないか。
- ☐いつもおどおどしている子はいないか。
- ☐理由無く欠席、遅刻、早退が増えてきた子はいないか。
- ☐理由のはっきりしない打撲や傷跡のある子はいないか。
- ☐衣服が乱れ、汚れ、破れがある子はいないか。
- ☐元気がなく、気持ちの沈んでいる子はいないか。
- ☐教員を避けるようになっている子はいないか。
- ☐グループから急に離れたり、交友関係が変化した子はいないか。
- ☐常に人の言いなりになっている子はいないか。
- ☐一人だけ離れて教室に出入りする子はいないか。
- ☐椅子や机を乱されている子はいないか。
- ☐授業中発言したら、理由もなく笑われている子はいないか。
- ☐みんながやりたがらない仕事を押しつけられている子はいないか。
- ☐忘れ物が多くなったり、成績が急に下がりだした子はいないか。
- ☐声をかけると驚く子はいないか。
- ☐以前よりも、攻撃的になっている子はいないか。
- ☐怪我などが増えた子はいないか。
- ☐持ち物に落書きがある子はいないか。
- ☐職員室や保健室の周りをうろうろする児童はいないか。
- ☐刃物など学習に関係のない危険な物を持ってきている子はいないか。
- ☐集団行動の時に一人ぼっちになっている子はいないか。
- ☐集団がルールを守らない雰囲気になっていないか。
- ☐まじめに取り組むことを冷やかす雰囲気になっていないか。
- ☐度を越えた悪ふざけや嘲笑が起こっていないか。
- ☐授業中に手を挙げたがらない子が増えていないか。
- ☐子どもたちの言葉遣いがきつくなっている子はいないか。

2. 家庭で

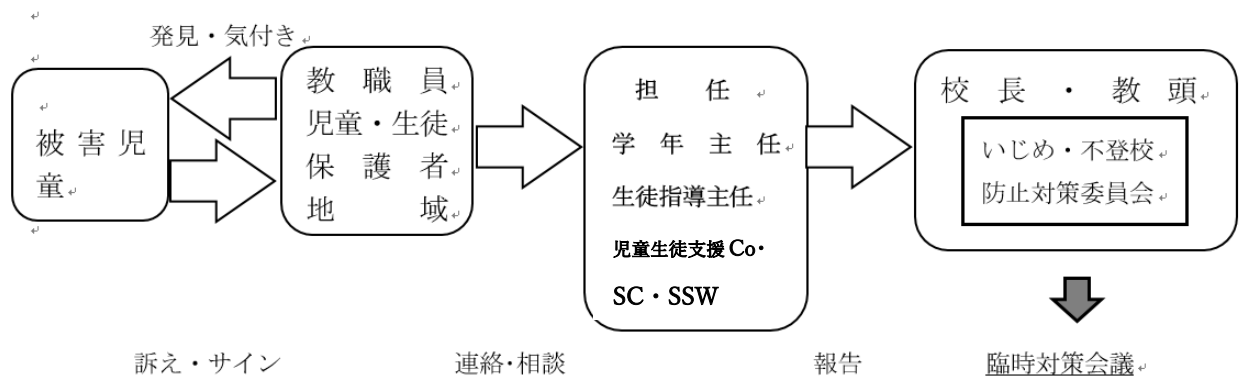
- ☐衣服が破れ、汚れ、持ち物の紛失が急に増えていないか。
- ☐けんかや転倒等の理由によるあざやけがが増えていないか。
- ☐金遣いが急に荒くなったり、家庭内の金品の持ち出しをしたりしていないか。
- ☐急に口数が少なくなっていないか。
- ☐独り言を言ったり、夜中にうなされたりすることはないか。
- ☐友だちからの電話で、理由も言わずに家を飛び出すなど、友だちの言いなりになっているような様子はないか。
- ☐友だちが急に遊びに来なくなったり、友だちの話をしなくなったりして、ひとりぼっちで家にいることが多くなっていないか。
- ☐友だちや先生に対する不満を口にすることが多くなっていないか。
- ☐「しんどい」「病氣や」等と言って学校を休んだり（休みたがったり）、遅刻や早退をしたりすることが増えていないか。
- ☐急に勉強しなくなったり、無気力になったり、食欲がなくなったりしていないか。

第4章 いじめ発生時の対応について

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、直ちに組織として解決に向けた対応を開始する。被害児童や情報提供を行った児童の安全を確保した上で、加害が疑われる児童からも聞き取りを行い、公正に事実を確認する。また、聞き取りは、客観性の担保のため複数の職員で行う。事実を確認した後は、対応フロー（下図参照）に基づき、レベルに応じた適切な指導、対応を行う。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応



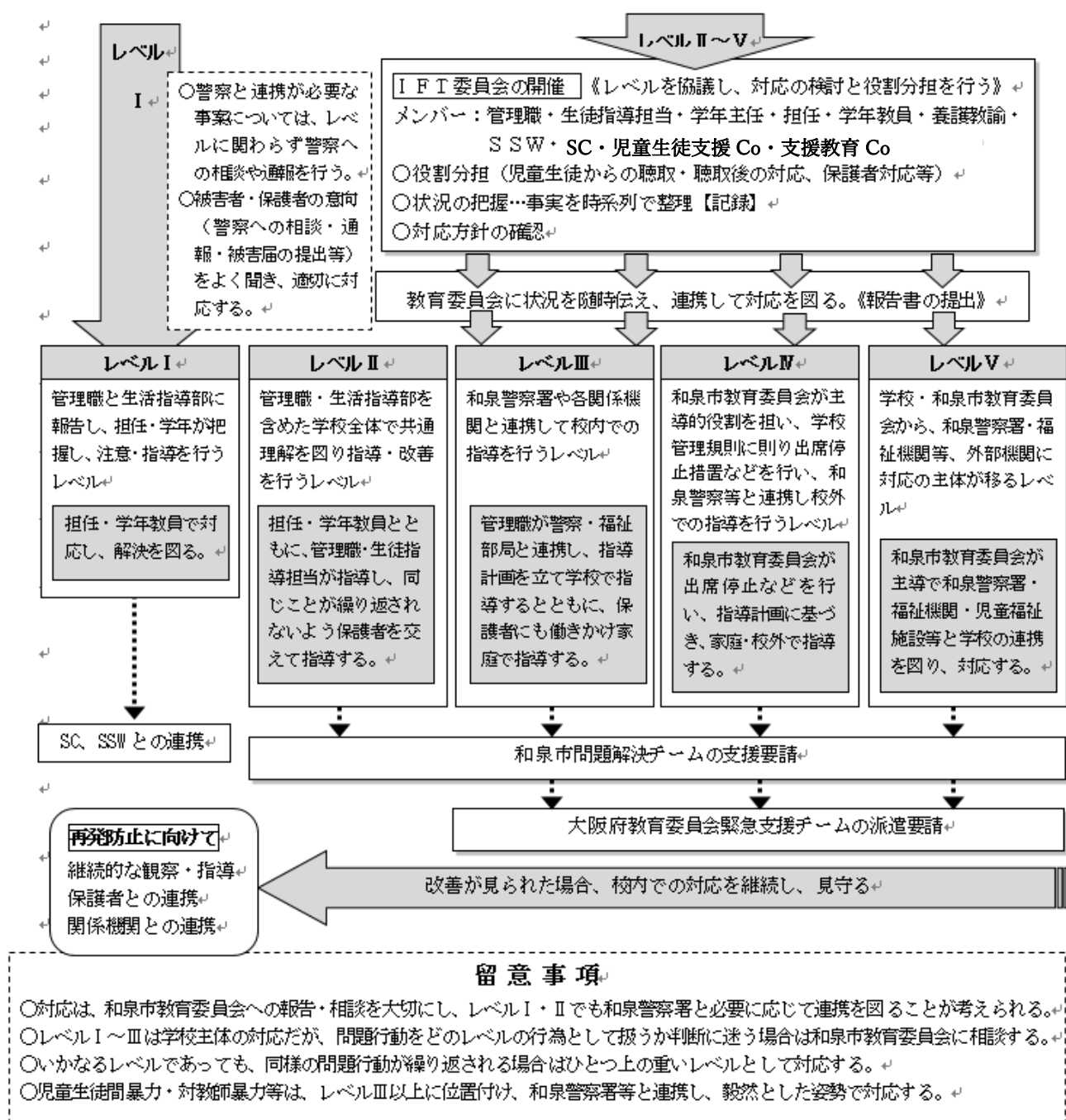
一定の解決が図られるまで、対策会議における情報共有と解決に向けた協議および教職員と各機関が連携したチーム対応を繰り返す。解決したと判断された場合は、事案の教訓化と再発防止に向けた継続的な取り組みに移行する。

- ・被害児童及び周りの児童からの聞き取りを複数の職員で行い、事実を客観的に把握するとともに、被害実態（心理的、身体的）を迅速、的確に把握する。
- ・一連の対応により、いじめの行為が止んだと見られた後であっても、職員による巡回を継続するなど、再発、継続させない方策を実施する。
- ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや関係機関との連携を積極的に行う。

<問題行動レベル表>

レベルⅠ。	言葉によるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い、乱暴な振る舞い等）、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髪違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用等。 ※同様の行為を繰り返す場合、レベルⅡの対応を行うこととする。
レベルⅡ。	仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な賭け事、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊（落書きを含む）、授業をさぼって校内でたむろ。 ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合。 ※同様の行為を繰り返す場合、レベルⅢの対応を行うこととする。
レベルⅢ。	暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等態様が悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力に当たらないもの）、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭け事、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等。 ※その他、教育的見地からレベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合。 ※同様の行為を繰り返す場合、レベルⅣの対応を行うこととする。
レベルⅣ。	重い暴力、傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為等。 ※その他、教育的見地からレベルⅣとして指導するのが適切と判断される場合。 ※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護、加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。 ※同様の行為を繰り返す場合、レベルⅤの対応を行うこととする。
レベルⅤ。	極めて重い暴力。傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）、凶器・火器の所持、放火・強制わいせつ・強盗（未遂を含む）等。 ※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合。

<対応フロー>



3 被害児童及びその保護者への対応（支援も含む）

- ・被害実態を正確に把握する。
- ・いじめによって受けた心理的、身体的な被害のつらさに寄り添い、共に解決、被害からの回復を目指す姿勢を示す。
- ・再発防止策を講じることにより、安心して登校し学校生活を送ることができることを伝える。
- ・いじめが起きた背景、要因を突き止め、根本的な解決策を講じる。
- ・保護者と面談を行い、児童のケアを含めた今後の方針を説明する。
- ・ＳＣ・ＳＳＷ等の専門スタッフや専門機関と連携し、児童・保護者への支援を行う。
- ・プライバシーに配慮する。

4 加害児童及びその保護者への対応（支援も含む）

- ・正確な事実の把握後、いじめは絶対に許さないという学校の姿勢を示した上で、毅然とした対応、指導を行うとともに、いじめ行為の重大性について理解させる。また、いじめについての正しい考え方を指導する。
- ・被害児童・保護者に対して、被害児童の心情、立場に寄り添った適切を対応（謝罪など）するよう助言する。
- ・加害児童がいじめに至った理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- ・保護者と面談を行い、児童のケアを含めた今後の方針を説明する。
- ・必要に応じてＳＣ、ＳＳＷ等の専門スタッフや専門機関と連携し、児童・保護者への支援を行う。
- ・プライバシーに配慮する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを横で見ていること（傍観）は、たとえ積極的に関与していなくてもいじめに加担していることと同じであることを伝え、毅然とした行動をとることができるように働きかける。また、被害児童のつらさ、苦しさを分かろうとする気持ちを育てる。
- ・周囲の状況や友だちの言動によらず、自らの意思で、正しい行動を選択することの意味、大切さに気付かせる。
- ・教師が伝えるだけでなく、児童が主体的に話し合い活動等を通じて、いじめは絶対に許されない行為であるという認識や、自分自身がいじめの当事者になり得るという意識を持たせる。

6 ネットいじめへの対応

携帯電話等の情報通信端末やパソコン等を使用したインターネット上のいじめ（パスワード付きのサイトや、SNS・LINE等を含む）については、関係する者以外の目に触れにくいという性質がある。その為、児童自らが判断し、行動できるようにするために情報モラル教育を進める。保護者に対しては、携帯電話等の情報通信端末を持たせるにあたり、使用時の約束やフィルタリングを行う必要性を随時啓発する。

ネット上のいじめ等が発生した場合

上記のチャートのレベルⅣを判断基準とし、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する。これは、有害サイトへのアクセスによる被害等の未然防止や、トラブルの早期解決のために、大阪府教育委員会・市町村教育委員会・大阪府警察本部等が連携し対応するネットワークである。具体的には、①当校が和泉市教育委員会に相談、②相談を受けた和泉市教育委員会が大阪府教育委員会と連携し学校との連携のもとに対応を進める。（事案の内容に応じて大阪府警察本部サイバー犯罪対策課等にも連絡をする。）

ネット上の不適切な書き込み等が確認された場合

被害の拡大を避けるため、学校は書き込みを行った児童の保護者に直ちに削除するよう要請する。被害児童と加害児童が特定できる場合においては、職員が事実関係の確認と被害児童からの聞き取り等を行う。その後加害児童への指導を行い、被害・加害児童の保護者への報告を行う。以上の対応を行ったにもかかわらず事態が収束せず長期化が見込まれる場合は、和泉市教育委員会等と連携し、解決に向けて取り組む。

その他・保護者への働きかけ

携帯電話等の情報通信端末は個人の所有物であるため、保護者に対してウェブ上のコンテンツの削除を強制することは難しい。しかしながら、対象のコンテンツが名誉棄損やプライバシーの侵害等、人権を侵害するものであり、早急に削除が必要と考えられる場合においては、学校は被害児童の保護者に対して和泉警察署に相談する等の対応を勧める。（ウェブ上のコンテンツの削除、閲覧者の確認及び不特定多数への拡散状況の確認、当該動画の保存者の把握等に関する権限は、システム管理者に属するため学校だけでは解決に向けた迅速な対応ができない）

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに学校が和泉警察署に通報し、適切な対応を求める。その際、和泉警察署や学校は、被害児童及びその保護者又は加害児童及びその保護者に対し、必要に応じて協力を依頼する。

7 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害（注1）が生じた疑いや、相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（注1）「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※児童や保護者から「いじめによる重大事態に至った」という申し立てがあった時は、その時点での学校の認識が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」というものであったとしても、学校が未だ把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査を実施しないまま、直ちにいじめの重大事態ではないと判断することはできないことを念頭において対応する。